

米国でのシンポジウム体験記

佐々木 健

(厚生労働省老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）は2005年11月に成立し、2006年4月から施行となっている。このことは、わが国における高齢者虐待防止の歴史において画期的であり、国として法を整備しているのは世界的にも数少ないことから、この法律を世界の専門家たちに紹介するために、2006年第59回GSA（Gerontological Society of America = アメリカ老年学会）年次研究会において、Understanding the Provisions and Their Implications of the New Elder Abuse Prevention and Caregiver Support Law of Japan というテーマでシンポジウムを開催することを多々良紀夫教授（淑徳大学、前・全米高齢者虐待問題研究所所長）が学会当局に申し出た。この申請は許可され、会期中（平成18年11月16日～20日）の最終日8：30から90分のセッションとして開催する運びとなった。この企画が決定後、厚生労働省の高齢者虐待防止担当者として、シンポジウムで発表するよう多々良教授から強い依頼があり、筆者がスピーカーを務めてきたので報告する。

学会の開催場所は米国テキサス州ダラスのアダムスマークホテルであった。GSAは1945年創始の学会で、その目的を、①高齢化に関する研究の促進、②研究成果を幅広い学術領域で共有すること、そして、③研究成果を公共政策に役立たせること、としている。年次総会は通常3000名以上の参加者があり、研究発表は約500の研究セッションを必要とする膨大な量となっているそうである。学会初期には医学領域中心の研究発表が多

かったということであるが、今では、行動科学、社会科学及び政策・実務分野も合わせた広範な分野を網羅し、世界唯一の最も古く権威のある老年学会とあってよいようである。

さて、シンポジウムにおけるスピーカーは前述した多々良紀夫教授、筆者であるわたくし、山田祐子氏（日本大学文理学部助教授）の3人で、座長はBettye Mitchell（テキサス州家族及び保護サービス部地域責任者）であった。

最初に多々良教授からシンポジウムの開催意図の説明があり、その後、高齢者虐待防止法が政治家、法の専門家、研究者、行政担当者の連携で短期間に立法化されたこと、調査研究結果が法の内容に反映されたこと、養護者を犯罪者扱いせず、むしろ適切な支援を行い虐待防止にむすびつけるという福祉的意味合いの強い法であること、すべての虐待発見者に通報義務を課し早期発見の重要性を訴えたことなど、法のバックグラウンドを中心に紹介があった。次いで筆者が法の所管官庁の立場で、①日本の法律で初めて高齢者虐待が定義された、②官民及び国民に早期発見に励むことを強く求めていること、③市町村の役割と責任を強調していること、などの特徴を述べ、今回の立法が高齢者の権利擁護が前進する重要なステップとなることを期待していると締めくくった。最後のスピーカーとなった山田助教授は、高齢者虐待防止学会の設立の経緯とこれまでの活動、高齢者虐待に関する国内での研究の動向、法案作成にむけての学会の研究者と法専門家、国会議員との連携等、学会の位置づけと主要な活動についてコメントが

あった。

3人のスピーカーの発表を受けたディスカッションでは、①米国では、国としての法はなく州法で対応しているため、虐待の定義も州により異なり、州とカウンティ（日本の市町村に該当）の役割分担もさまざまであるのに対し、日本では国、県、市町村の役割分担や責任範囲が明確になっていること、②通報義務が課せられる範囲（日本では全国民に課せられている）、通報を怠った場合罰則があるのか（日本では罰則なし）、③介護施設や事業所の職員による虐待があった場合、確認された虐待者がリストに登録され、転職をしにくくする仕組みがあるかどうか（米国では州ごとにあり、日本はない）などのやりとりが交わされた。また、虐待の実態に関するデータをどのようにして収集していくか（どうしても氷山の一角しかわ

からない）が、各国共通の課題であることが確認された。

学会全体としては、参加者、発表数とも多いためか、同じ時間帯に数多く（10～20）のセッションが同時に進行する形式をとっており、そのためか、ひとつひとつのセッションは概して小規模であった。フロアの参加者数の多少に関係なく、発表者とフロアの意見交換は活発で質問が途切れることはほとんどないような状況であった。

筆者は外国での学会発表は今回が初めての経験であり、Speaking、Listeningとも怪しい状態であるゆえ、準備から発表まで不安を持ち続けた対応ではあったが、非常にエキサイティングで貴重な体験となった。このような機会を設けてくださった多々良紀夫先生にこの紙面をお借りして感謝申しあげたい。

【著者連絡先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室
佐々木 健
TEL：03-5253-1111（内線3868）、03-3595-2168（直通）
FAX：03-3595-3670
E-mail：sasaki-takeshiaa@mhlw.go.jp